



共済タイムリー

発行 公立学校共済組合和歌山支部
和歌山市小松原通1-1 南別館6階
<http://www.kouritu-wakayama.jp/>

経理班 073-441-3710
医療給付班 073-441-3712
年金班 073-441-3711
健康厚生班 073-441-3713
年金相談 073-423-6620
FAX 073-433-0286

■ 平成29年度人間ドックの受診該当者（3日・1日コース）のお知らせ

以下の指定年齢に該当する組合員が受診該当者となります。

受診希望者は申込みが必要ですので、新年度に各所属所から申込みをお願いします。

● 3日コース及び1日コース（対象：定年退職予定者）

該当年齢	生年月日
60歳	昭和32年（1957）年4月2日～昭和33年（1958）年4月1日生
63歳	昭和29年（1954）年4月2日～昭和30年（1955）年4月1日生

自己負担額 15,000円

● 1日コース該当年齢者

該当年齢	生年月日
35歳	昭和57年（1982）年4月2日～昭和58年（1983）年4月1日生
40歳	昭和52年（1977）年4月2日～昭和53年（1978）年4月1日生
43歳	昭和49年（1974）年4月2日～昭和50年（1975）年4月1日生
46歳	昭和46年（1971）年4月2日～昭和47年（1972）年4月1日生
49歳	昭和43年（1968）年4月2日～昭和44年（1969）年4月1日生
52歳	昭和40年（1965）年4月2日～昭和41年（1966）年4月1日生
55歳	昭和37年（1962）年4月2日～昭和38年（1963）年4月1日生
58歳	昭和34年（1959）年4月2日～昭和35年（1960）年4月1日生
61歳	昭和31年（1956）年4月2日～昭和32年（1957）年4月1日生
64歳	昭和28年（1953）年4月2日～昭和29年（1954）年4月1日生

自己負担額 10,000円

留意事項

- ・詳細については、所属所あてに通知します。
- ・その他の健診事業については、新年度、所属所あてにお知らせします。
- ・上記の指定年齢該当者であっても、退職や異動等により新年度に組合員資格を喪失している場合及び前年度に人間ドック（3日・1日コース）を受診している再任用組合員の申込みはできません。
- ・人間ドックを受診することにより、定期健康診断に代えることができます。

■ 女性健診が乳がん検診と子宮がん検診に分かれています

平成27年度まで乳がん検診と子宮がん検診の両方で女性健診とさせていただいていましたが、平成28年度からそれぞれの検診に分かれています。

いずれか一方のみを希望される場合は該当する申込用紙に、両方を希望される場合は両方の申込用紙に記入する必要がありますのでご注意ください。

■ 今年度末退職者に係る任意継続組合員申出等の案内

退職後、任意継続組合員証等の交付を速やかに行うため、下記のとおり受付を行っています。
平成29年3月31日に退職を予定している方で、任意継続組合員となることを希望する方（最後「注意」参照）は、「通常受付」期限内に手続きを行ってください。

なお、申出を行った（行う）方は、次のことについて、注意してください。

○「事前受付」期間の申出の方

- ・3月中旬に送付する「任意継続掛金等決定通知書」に記載された金額を「登録口座」に21日までに入金すること。
- ・当該「決定通知書」を大切に保管すること。（来年の確定申告時に当該金額を「社会保険料」として申告するときの金額確認に必要となるため）

○「通常受付」期間の申出の方

- ・共済組合から「任意継続掛金等決定通知書」と「振込依頼書」を送付しますので、直ちに最寄りの紀陽銀行本・支店から振り込むこと。（期限内に振込されない場合は、任意継続組合員資格がありません）
- ・当該「決定通知書」と振込を終えた「受取書」を大切に保管すること。（来年の確定申告時に当該金額を「社会保険料」として申告するときの金額確認に必要となるため）

任意継続組合員証等は、掛金の納付を確認後、交付することとなります。

「事前受付期間」に申し出た方で、3月22日に口座振替できなかつた方は、「振込依頼書」を所属所に送付しますので、3月末までに振り込んでください。任意継続組合員証等は4月1日以降に自宅へ送付します。

○任意継続組合員申出書の受付期間等

区分	受付期間	掛金の納付期限等	任意継続組合員証等送付予定日
事前受付	平成29年1月16日（月）～2月15日（水）必着	平成29年3月22日（水） （口座振替の期日）	平成29年3月末 退職時の所属所へ送付（所属所において交付） 口座振替できず、3月末までに納入された場合は、4月1日以降に自宅へ送付
通常受付	平成29年4月3日（月）～4月11日（火）	平成29年4月19日（水） （振込による納付期限）	平成29年4月下旬 自宅へ郵送

○提出書類

- （1）任意継続組合員申出書
- （2）預金口座振替依頼書（「通常受付」期間の申出にも必要です。用紙は、医療給付班へFAXにより請求してください。）

注意

- * **再任用（フルタイム勤務）**の場合は、現在の組合員資格を継続しますので、希望している方は、任意継続組合員の申出をする必要がありません。
- * **再就職先で健康保険等の資格を得ることができる場合（2か月以上の臨時的任用講師を含む）**は、そちらが優先されます。
- * **家族の被扶養者になることを検討されている方は、**家族の被扶養者としての要件を備えているかを確認し、被扶養者として認定されない場合に、任意継続組合員の申出を行うようにしてください。

■ 「組合員異動報告書」の提出（組合員証等の返納）時のお願い

多量かつ一定の時期に集中する年度末退職者等の「組合員異動報告書」等の提出について、事務処理を円滑に行うために、下記のとおり、ご協力をお願いします。

4月4日（火）までに提出させ、4月7日（金）までに共済組合へ提出（必着）

1 「組合員異動報告書」のフの申告理由欄の記入について

次のように「理由」を区分して記入してください。

- (1) 定年退職
- (2) 早期退職
- (3) 一身上の都合
- (4) 任期満了（再任用）
- (5) 臨時的任用期間満了
- (6) 他制度の共済組合に転出（文部科学省・地方職員・和歌山県市町村職員 等）
例 文部科学省共済組合和歌山大学支部（和歌山大学附属〇学校）
- (7) 他府県の公立共済組合へ転出＝組合員証等は、転出先の所属所にお渡しください。
例 公立学校共済組合大阪支部（阪南市立〇〇小学校）

資格喪失日とは

- ・「退職の場合」は退職日の翌日
- ・「転出の場合」は転出日当日

2 資格喪失証明書の交付が必要な場合

「組合員異動報告書」のフの申告理由欄の上記理由を記入した下側の欄外に、**交付依頼文を朱書**してください。

例 **国民健康保険加入のため資格喪失証明書の発行をお願いします**

3 「組合員異動報告書」と組合員証等の提出（送付）について

「組合員異動報告書」と組合員証等は、必ず同時提出（同封）願います。

なお、組合員証等は、右下の公立学校共済組合和歌山支部長印部分に、はさみ等で切り込みを入れてください。

組合員証等とは、組合員証、組合員被扶養者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証です。

■ 平成29年4月1日以降の医療機関等での受診時の注意点

退職や人事異動により「健康保険証」が変わっている場合は、受診時に、必ず、「健康保険証が変わりました」と言って新しい「健康保険証」を提示してください。

4月当初、まだ新しい「健康保険証」が交付されていない時期での受診については、医療機関等の窓口で「健康保険証が変わり、今、新しい「健康保険証」の途中で、交付されしだい持ってきます。」と伝え、必ず、新しい「健康保険証」を4月中に受診された医療機関等に提示してください。「診察券」のみの提示で、受診しないでください。

資格喪失後の受診について、医療機関等から請求があった場合で、「組合員証等」の返納が遅れたときは、医療費を返還していただきますので、ご注意ください。

■ 短期給付金の未請求はありませんか？

次の短期給付金は、**請求が必要**です。

短期給付金を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間請求しないときは、時効により消滅しますので、ご注意ください。

給付事由		法定給付	附加給付
病気 負傷	組合員又は被扶養者が病気や負傷したとき ・ 治療用装具の購入 ・ 弱視等治療用眼鏡の購入（9歳未満の小児）等	・ 療養費 ・ 家族療養費 ・ 移送費 ・ 家族移送費	
出産	組合員又は被扶養者が出産したとき	・ 出産費 ・ 家族出産費	・ 出産費附加金 ・ 家族出産費附加金
出産 休業	1年以上組合員であった方が退職後6か月以内に 出産したとき	・ 出産手当金	
死亡	組合員又は被扶養者が死亡したとき	・ 埋葬料 ・ 家族埋葬料	・ 埋葬料附加金 ・ 家族埋葬料附加金
	水震火災その他の非常災害により、組合員又は 被扶養者が死亡したとき	・ 弔慰金 ・ 家族弔慰金	
退職 等	組合員が公務によらない病気又は負傷のため 勤務することができず、給料が支給されないとき	・ 傷病手当金	・ 傷病手当金附加金
	組合員が欠勤し、給料が支給されないとき	・ 休業手当金	
	組合員が育児休業をとり、給料が支給されない とき	・ 育児休業 手当金	
	組合員が介護休業をとり、給料が支給されない とき	・ 介護休業 手当金	
災害	水震火災その他の非常災害により、住居・家財 に一定の損害を受けたとき	・ 災害見舞金	
結婚	組合員が結婚したとき	・ 結婚手当金 <u>（平成 27 年 4月から廃止）</u>	

■ 休業手当金の支給期間の変更

○支給事由

被扶養者ではない組合員の配偶者、父母、子が病気又は負傷したために欠勤した場合

○支給期間

変更後：引き続き 14 日間のうち欠勤した日

現 行：所属所長が休業手当金の支給を必要と認めた期間

○施行日

平成 29 年 4 月 1 日

■ 今年度末に扶養手当の受給が終了する被扶養者の手続

次に該当する場合は、平成29年4月1日以降に手続が必要です。

(1) 被扶養者が、平成6年4月2日から平成7年4月1日生まれの方は、今年度末で扶養手当の受給が終了となります。

(2) 組合員が退職し再任用された場合は、扶養している者に対し扶養手当が支給されなくなります。

区分	理由	提出書類		提出期限
被扶養者の要件を欠く場合 (取消申告)	<ul style="list-style-type: none"> 就職先の健康保険に加入したため 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者取消申告書 被扶養者証 	<ul style="list-style-type: none"> 就職先の被保険者証等(写) 	平成29年4月28日(金) <<必着>>
	<ul style="list-style-type: none"> 認定所得限度額以上の収入を得ることとなったため 	(「就職先の被保険者証」の交付が遅くなる場合は、「被扶養者取消申告書」「被扶養者証等」を先に受付しておいてください。)	<ul style="list-style-type: none"> 契約書等(写)又は給与支払(見込)額証明書「雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書」別紙様式第2号(勤務形態、収入が確認できるもの) 	
引き続き被扶養者の要件を備える場合 (継続認定申出) 普通認定 ↓ 特別認定	<ul style="list-style-type: none"> 大学(院)、各種・専修学校の学生で就労できない又は定時制、通信制、聴講生等の学生であり、収入(アルバイト等)が認定所得限度額内のため 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者継続認定申出書 扶養の申立書 <u>平成29年度(28年分)の市区町村発行の課税(所得)証明書</u> (必要に応じて) 確定申告書(写) 給与支払(見込)額証明書「雇用(勤務)形態及び給与支払(見込)額証明書」別紙様式第2号(勤務形態、収入が確認できるもの) 夫婦共同扶養の場合、組合員及び配偶者の平成29年度(28年分)の課税(所得)証明書、確定申告書(写)(配偶者の収入額注意) 	<ul style="list-style-type: none"> 学生証(写)又は在学証明書(平成29年4月1日以降発行のもの) 	平成29年7月28日(金) <<必着>> <u>(市区町村で、平成29年度(28年分)の課税(所得)証明書が発行されるようになってから提出してください。)</u>
	<ul style="list-style-type: none"> 負傷その他の理由により就労できない、収入(アルバイト等)が認定所得限度額内のため 		<ul style="list-style-type: none"> 医師の診断書又は障害者手帳(写) 	
	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者又は義務教育未修了者 			

注1) 現在、特別認定されている被扶養者が、就職等により被扶養者の要件を欠いた場合も上記と同様、直ちに取消申告を行ってください。

注2) 現在、特別認定されている被扶養者が、4月1日以降も引き続き要件を備えている場合は、9月頃に「特別認定資格確認調査」を行いますので、ご協力願います。

■ 今年度末退職者に係る注意点

• 臨時的任用の講師等の場合

共済組合に加入している臨時的任用の講師等が、引き続き1日も空かず臨時的任用又は新規採用等の発令辞令が交付される場合は、退職の手続は不要です。既に「退職届書送付依頼票」を和歌山支部に送付している場合は、至急取消の連絡を必ずお願いします。

• 老齢厚生（退職共済）年金決定者（昭和30年4月1日以前生まれの方）の場合

老齢厚生（退職共済）年金決定者が退職する場合は、3月上旬に「改定請求書等」を送付します。平成29年3月17日（月）までに提出してください。

再任用の希望を取消した等の理由により、退職時に提出いただく「退職届書」又は「改定請求書等」が本人（説明会にて配布）又は所属所に届いていない場合は、直ちに和歌山支部まで『退職』の連絡をお願いします。

■ 年金額の支給調整

老齢厚生（退職共済）年金受給者が再就職をして公的年金（厚生年金保険等）に加入した場合は、年金が一部又は全額支給停止となります。なお、平成27年10月号の共済タイムリー等で通知しておりますとおり一定の要件を満たした方は、年金の減額が緩和される激変緩和措置（経過措置）が設けられています。

• 平成28年10月以降に短時間労働者が厚生年金保険に加入した場合

平成28年10月1日から厚生年金保険の加入対象が拡大され、一部の短時間労働者が新たに厚生年金保険の加入対象となりました。そのため、年金額の支給調整の対象となります。（厚生年金保険に加入の有無は、雇用主に確認してください。）

なお、特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の障害者（又は長期加入者）特例の受給権者はさらに定額部分（公務員期間の基礎年金分）が支給停止となります。ただし、平成28年10月以前から引き続き厚生年金保険の適用事業所が同じ場合は、定額部分は停止されない配慮措置があります。

激変緩和措置又は配慮措置の終了

厚生年金被保険者が65歳になったとき又は資格喪失届が、給与支払者（適用事業所）から日本年金機構に提出される（退職、勤務形態変更、給与支払者の変更等）と当該措置の適用は終了となります。

なお、厚生年金被保険者の資格喪失届が提出されると、同日に再取得し、厚生年金被保険者期間が引き続く場合も当該措置の適用は終了となりますので、ご留意願います。

（例）公立小学校の非常勤職員から平成29年4月1日付けで育休代替に変更

⇒ 給与支払者が市の教育委員会から県の教育委員会に変更

（いずれも厚生年金保険に加入）

H27.6.1

H27.10.1

H29.4.1

激変緩和措置対象

激変緩和措置対象外

■ 資格取得に関する提出書類

＜必須書類＞

下記必須書類のうち★は、平成29年4月1日付け新規採用者のうち、「平成29年度和歌山県公立学校教職員採用予定者説明会」出席者には既に配布しました。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員資格取得届書 ★ ・ 年金加入期間等報告書 ★（注1） ・ 個人番号（マイナンバー）登録申請書 ★（注2） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎年金番号がわかるもの（年金手帳等）の写し（注3） ・ 人事異動通知書（辞令）の写し
--	--

＜該当する場合のみ＞

<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員資格取得届書に紀陽銀行の普通預金口座の確認印を押印しない場合 ⇒ 紀陽銀行の普通預金通帳の写し ・ 過去に公務員歴（国家公務員、地方公務員）があり、直近が公立学校共済組合和歌山支部以外の場合 ⇒ 転入届書★（注4） ・ 上記の条件を満たし、さらに公立学校共済組合の他の支部から、1日も空けず和歌山支部に引き続く場合 ⇒ 他支部発行の組合員証等
--

（注1）これまでの年金制度の加入歴が分からない場合は、日本年金機構にお問合せください。

なお、1枚で記入できない場合は、複数枚に記入し、全てに署名・捺印をお願いします。

（注2）添付書類は不要ですので、個人番号に記入誤りがないか確認してください。

（注3）基礎年金番号がわかるものの写しが無い場合は、日本年金機構に年金記録照会回答票等を依頼し、添付してください。なお、20歳未満の者については、付番されていないので不要です。

（注4）直近が公立学校共済組合和歌山支部でなければ、期間が空いている場合でも必要になります。

〔資格取得必須書類★〕 イメージ図

平成28年2月8日付け
公共第513号参照

平成29年1月4日付け
公共第480号の(2)参照

■ 転出に関する提出書類

＜必須書類＞

<ul style="list-style-type: none"> ・ 転出届書★ ・ 履歴等証明願★（注5） ・ 勤務記録カード（簿）の写し（注5）

（注5）和歌山市立高等学校（全日制）、和歌山市立幼稚園、みはま町立こども園、海南市立海南下津高等学校、和歌山県立医科大学は履歴等証明願、勤務記録カード（簿）は不要です。ただし、和歌山県立医科大学については履歴書が必要です。

★は、「公立学校共済組合和歌山支部ホームページ」の「様式・記入例」から取得できます。

Q&A 第5回目 ～他共済・他支部へ転出について～

Q 平成29年4月1日に国立の中学校へ転出する先生がいます。
どのような手続を行えばいいですか？

A 国立の中学校等へ転出又は新規採用された場合は、国家公務員共済組合へ加入することとなります。

そのため期間が1日も途切れず、公立学校共済組合から国家公務員共済組合へ加入する場合は転出届書の手続を行ってください。(組合員証等と組合員異動報告書を同時に提出必要)

また、転出者で退職届書をお持ちの場合は、速やかに転出する旨を和歌山支部まで連絡をお願いします。

<手続>

欄外「転出に関する提出書類」を転出日(平成29年4月1日)以降に和歌山支部あて提出

Point!

転出の手続はどうして必要？

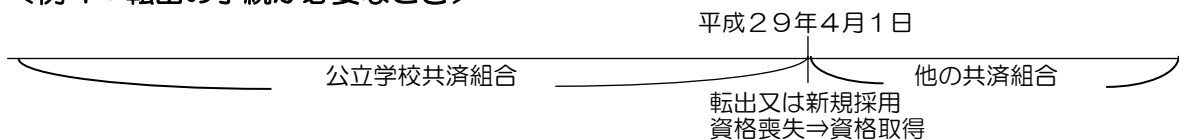
公務員期間(国家公務員共済組合・市町村職員共済組合・地方職員共済組合・公立学校共済組合等の期間)が複数ある場合、最後に資格喪失をした共済組合から全ての公務員期間を合算した年金が支給されます。

そのため、他の共済組合等に参加する場合は、組合員期間や給料情報等に移管するので、転出の手続が必要となります。

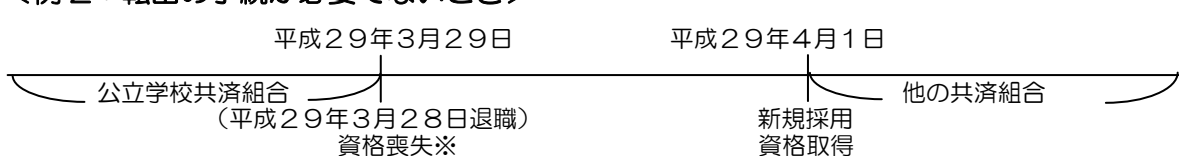
<転出に該当する場合>

- ① 知事部局等に転出する場合
地方職員共済組合に参加
- ② 市町村教育委員会等に転出する場合
都道府県市町村職員共済組合に参加
- ③ 国立の学校等に転出する場合
国家公務員共済組合に参加
- ④ 他の都道府県の公立の学校等に転出する場合
他の都道府県で公立学校共済組合の資格を取得
- ⑤ 臨時的任用等の講師で公立学校共済組合に参加していた者が、他都道府県等の公務員として新規採用された場合
新規採用となりますが、期間が引続く場合、転出の手続が必要となります。

<例1：転出の手続が必要なとき>



<例2：転出の手続が必要でないとき>



※ この場合は、退職の手続が必要になります。